

通所型サービス

■現行相当（サービスコード:A6）

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の介護予防訪問介護と同様のサービス ○ サービス提供の時間 ⇒ 現行の基準省令に準じる ○ サービスの支援内容 ⇒ 現行の基準省令に準じる
対象者	○ 要支援認定者及び事業対象者
サービス提供の考え方	○ 認知症で多様なサービスの利用が難しいケース (主治医意見書等にて認知症の診断がある方)
事業の実施方法	○ 事業者指定(平成27年4月1日以降事業所開設者は申請が必要)
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者※ 常勤・専従1以上 ・介護職員 ～15人に専従1以上 15人～利用者1人に専従0.2以上 ・生活相談員 専従1以上 ・看護職員 専従1以上 ・機能訓練指導員 1以上 <p>※ 支障がない場合、同一敷地内の他事行書等の職務に従事可能。</p>
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂、機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ・静養室、相談室、事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理（現行基準と同様） ・秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等
サービス提供者	○ 指定通所介護事業所の従事者
ケアマネジメント	○ 原則的なケアマネジメントのプロセスにて実施（ケアマネジメントA）
個別サービス計画	○ 必要
計画期間	○ 介護予防訪問介護に準じる
単価	<p>事業対象者・要支援1 1月につき1,798単位</p> <p>要支援2 1月につき3,621単位</p> <p>※加算減算についてはすべて適用</p>
利用料	○ 1割～3割 ※昼食代は自己負担
給付管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対象 ・要支援者 ⇒ 介護度による予防給付の支給限度額 ・事業対象者 ⇒ 予防給付の要支援1の限度額
事業者への支払	○ 国保連経由での審査・支払